No.318 2023/9/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

国外事業者からネット経由での商品の購入やサービスを受ける場合の消費税

Q 当社は国外の事業者からインターネット経由で商品を購入したりサービスを受けたりしていますが、この場合、消費税の仕入税額控除ができるのかどうかがあいまいです。どのように考えたらよいのでしょうか？

解説

事業者及び消費者向けの場合、現在は特例により仕入税額控除ができません。ただし 10 月 1 日以降はインボイス制度の開始に伴い、通常の国内取引と同様の取扱いになります。

1． 平成 27 年 9 月 30 日以前の取扱い

この期間は、ネットを介在したサービス提供については、「役務提供地が明らかでない取引と」として、「役務提供者の事務所等の所在地」で判定されていました。したがって、役務提供者は国外なので、不課税取引となり、仕入税額控除はできませんでした。

2． 平成 27 年 10 月 1 日～令和 5 年 9 月 30 日の取扱い

この期間は以前と異なり、「電気通信利用役務の提供を受ける者の所在地」で判定しますので、国内取引になります。そのため、仕入税額控除が可能と思われますが、「国外事業者から受けた消費者向けの電気通信利用役務の提供に係るものについては、当分の間、仕入税額控除は適用しない」と規定されたため、結論としては仕入税額控除は適用できません。
ただし、国外の事業者が登録国外事業者であれば、仕入税額控除は可能となります。

3． 令和 5 年 10 月 1 日以降

インボイス制度が始まると国外事業者からの請求書が適格請求書であれば、仕入税額控除は可能です。（なお、もともと登録している国外事業者の場合は、自動的に適格請求書の発行事業者に登録されたとみなされます。）
なので、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入について、開始後 3 年間は 80%、その後の 3 年間は 50%仕入税額控除ができるという経過措置も適用可能となります。

要するに…

インターネットを介した取引の場合、消費税の課税対象となるかどうかは、その取引の時期によって、扱いが異なっていました。インボイス制度が始まると、取引相手の所在地国よりも取引相手がインボイス制度の登録事業者であるかどうかが、仕入税額控除できるかどうかのポイントとなります。